

第十三回国会 文部委員会 議録 第十四号

昭和二十七年三月二十八日(金曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事岡延石工門君 理事若林 義孝君

理事松本 七郎君 理事小林 信一君

理事甲木 保君

鹿野 彦吉君 坂田 道太君

首藤 新八君 高木 章君

園谷 光衛君 長野 長廣君

水谷 昇君 渡部 義通君

小林 進君 浦口 鉄男君

出席政府委員

文部事務次官 今村 忠助君

文部事務官 (大臣官房) 釘本 久春君

文部事務官 (大臣官房) ヌネスコ課長

文部事務官 (社会教育局長) 寺中 作雄君

委員外の出席者

外務事務官(情報文化局第四課長) 戸田 盛国君

専門員 石井 勲君

専門員 横田重左衛門君

三月二十八日

理事佐藤重雄君の補欠として甲木保君が理事に当選した。

本日の会議に付した事件

理事の互選

ユネスコ活動に関する法律案(内閣提出第六二号)

図書館法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)(予)

教職員員の除去、就職禁止等に関する

政令を廃止する法律案(内閣提出第一一〇号)

○竹尾委員長 ただいまより会議を開きます。

日程の順序を変更いたしましたして、図書館法の一部を改正する法律案を議題といたします。前会の文部委員の本案に対する提案理由の説明に對しまして、質疑がありますれば、これを許します。

○小林(進)委員 図書館法の一部を改正する法律案でございますが、その理由に「図書館職員の充実に關する、司書及び司書補の講習について、すべての大学に講習を委嘱し得ることとし、また、大学以外の学校に附屬する図書館の職員に一定の資格を有することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」というのであります。これが、この法律案を提出する理由である。ところが、なかなか提案の趣旨がはつきりいたしませんので、いま一度具体的に御説明願いたいと思つております。

○寺中政府委員 現行の図書館法によりますと、司書及び司書補の講習というものをいたしまして、それによつて正式の司書、司書補になる資格を得るわけでありまして、その講習は教育學部または學芸學部を有する大学が、文部大臣の委嘱を受けて行うことになつてゐるのであります。しかし、図書館の學問といふは、司書館の教養は、教育學部あるいは學芸學部を有する大学だけでなく、文科等を有する大学におきまして實際この図書館の講座を持つてゐる大学も相当ございます。また現に私立の大学等におきまして、教育學部または學芸學部を有しない大学で、この講習をやつてゐるのではありません。それで、このお願いをいたします。改正法律案によりまして、教育學部または學芸學部を有する大学だけでなく、單に大学といふことにいたしまして、すべて図書館を修めようと思つてゐる者が図書館に關する講座を持つてゐる適當な大学で講習をしてもらふように、文部大臣が委嘱して、正式にその講座がやれるようにいたしました。というのが、この趣旨でございます。

○小林(進)委員 その講習の委嘱であります。これは今も私學とおつしやいましたが、そういうところに委嘱をするその委嘱の形は、特別な講習を受けるのであります。それが、それと一般學生と同じように、教室で講義を受けるという形なのか、その講習の受け方の具体案を、ひとつお聞きしたいと思つております。

○寺中政府委員 これは特に司書及び司書補の資格を得たいと思つて、特別に受ける講習でございます。特にその講習を実施するのであります。○小林(進)委員 そういたしますと、その委嘱を受けた学校では、特別に教授を任命して、特別の講座を設けるといふような形になると了解してよろしいやうでございますか。いさ少し具体的に

お伺いしたいと思つております。

○寺中政府委員 そういふ大学におきましては、文學部等におきまして現に図書館に關する講座等を持つてゐるのであります。適當な教授あるいは講師がおりますので、そういうところに委嘱をしてやらせるのであつて、その適當な、實際講習をできるだけの資格のある先生のおられるところでやるという形になつております。

○小林(進)委員 そういふ資格のある教授のところで、一般學生と同等に教育を受けるのか、あるいはその學科とは別に、課外で特別にその學生だけの別個の講座が持たれるのかどうかというところが一つ、それから授業料その他は個人が持つのか、國で持つのか、そういうこともあわせてお尋ねしたいと思つております。

○寺中政府委員 これは特別に、一般の學生とは別に講習の講座をいたしてあります。それから経費等は、委嘱に必要な補助の金は國から出してあります。

○渡部委員 第一に聞きたいことは、大學に置く図書館の司書または司書補に相當する職員は、今度の中、小、高等學校の普通図書館の職員にして教員免許状を有する者に対して、講習受講の機会を與えるというものが、改正の一つの趣旨といふことになつておりますが、教員免許状を持たない者、たとえば図書館の事業に非常に熱心であり、現にそういう活動をやつておられるけれども、しかし教員免許状は持つて

いない、あるいはまた司書または司書補に相當する職員に現在はない、そういうような人たちに對しては、その要領があつた場合に、どういふような取扱ひをするかになるのか、その点を聞いておきたい。

○寺中政府委員 この附則第四項の改正におきまして、小、中学校に於ける普通免許状もしくは仮免許状を持つておる者を主体にして、その講習を受ける資格を認めようといふことなのでございますが、それ以外でありますれば、臨時免許状といふことになりまして、これは一年限りの臨時的な資格でございます。これは正式の教員といふだけの資格がないわけでございます。それで、やはり図書館の仕事といふ重要な仕事に従事する資格を得るためには、正式の普通免許状または仮免許状を持つておる者を中心にして考えたいと思つております。

○渡部委員 文化活動が地方的に盛んになつて来ると、當然地方図書館というものが、民間からもでき上つて来るし、現にできておるところも諸所にあるわけですが、またこういう傾向は、助長しなければならぬわけであるし、さらにまた、大きなところでは労働組合なんかを中心に、將來図書館的のものででき上つて来る可能性も多い。この図書館員といふものを取扱う方針なのであるか、そういう見通しをもつてやつておるのであるか、この点について聞きたい。

○寺中政府委員 今後労働組合その他会社、工場等のようなところにも、いろいろな形で図書館ができて参ることを思いますが、その中で正式の図書館として十分な資格を持ち得るものについて、図書館法によりましてこれを正式の図書館として認めて行く。そうしてそれをまづ、発展充実をはかるという方針をとっておるのであります。いわゆる公共図書館と呼ばれない、ごく小規模の私設の図書館等におきまして、漸次それが充実いたしまして、必要な資格を備えるようになれば、これを図書館法に当てはめて、また正式の司書、司書補を置いて、これを充実したものにいたすということにしたいと思っております。

○渡部委員 たとえば、私の知つておる神奈川県のある地方で、私で地方文化のために図書館を経営したところが、非常に盛況であると同時に、その近在の広汎な民衆の間の唯一の図書館的な機能を、現に果しておるわけです。しかし、こういうことを主としてやつておる人は、教員免許状を持つておるわけでもないというような実例があるわけです。さしあたり、地方でこういう有力な、しかも地方図書館として十分の機能を果しておるというような図書館員に対して、どういう働きをするかということが、地方の図書館を考へる場合には、国立とかその他の大きなものは別として、地方の図書館を考へる場合には、きわめて重大な問題になつて来るわけです。その点について、明確な考えを持つておられないとすれば、この法案は不備になるわけであるから、そういう点についての明確な考え方を聞いておきたいわけです。

これは規模の大小ということではなくて、地方では、規模が小さくても、その規模において十分に図書館的な機能を果しておるということがあり得るわけですから、これが第一。それから官庁図書館みたいなものは、どうなんですか。

○寺中政府委員 いわゆる会社、工場等にもあります私設の図書館のような、あるいは図書室設備のようなものというように、いろいろ段階の図書館があるわけでありまして、そういうものについては、法人組織にしたいたい、これを都道府県の教育委員会に届出してもらふことによつて、正式の図書館として認めて、それに資格のある司書、司書補を配置するという方針をとつておる次第でございます。

○渡部委員 それから中、小、高等学校の附属図書館の職員にして、教員免許状を有する者に講習受講の機会を與えるというのですが、その講習というものは、一体どのくらいの期間講習することになるのですか。

○寺中政府委員 講習は二箇月半の期間でやつております。

○渡部委員 二箇月半というのは、連続的に二箇月半のものか、一定の期間にわたるうちの二箇月半になるのか、その点はどうですか。

○寺中政府委員 連続二箇月半の講習をいたしております。

○渡部委員 今一般に教職員が、その教員免許状をとること、あるいは新しい免許状をとることのために、検定講習をすつとやつて来ておる。その検定講習においてさえ、教員たちは非常に困難な、いわば努力の消耗をしなければならぬ、それが実情です。そして教職員としての義務を果す上に困難を感じ

るほどの負担が、教員の上にかゝつたわけでありまして。そういう場合に、二箇月半という連続的な講習を受けなければ、一定の資格を得られないということになれば、実際上の問題として、そういう講習を受ける可能性があるのかどうか。その場合に、教員が二箇月半にわたつて彼の正常な職務を放棄しなければならぬとすれば、その期間における埋合せをどうするか、こういう点はどうなつておりますか。

○寺中政府委員 講習のやり方は、連続二箇月半やるのを原則としておりますが、場所によりましては、それを数期間にわたつてやつておる場合もございます。

それから職務を放棄して講習を受けなければならぬかということでありまして、その点は、職務をやりながら、余暇に講習を受けに行くことができるように考慮してやつております。

○渡部委員 その問題です。どういふふうな考慮を具体的に拂われているか。教職員の検定講習さえも、非常に困難な問題として、負担が大き過ぎる、實際上やれないというふうな非難が起きている際に、二箇月半も講習を受けなければならぬということになると、ここに具体的な問題として、問題が起つて来るわけです。具体的にどうするか、余暇にやらせると言うけれども、そういう余暇は、教員には現実の問題としてないと思ふのです。

○寺中政府委員 連続講習が建前でございますが、講習者の希望によりまして、一年を通じて、土、日というふうな日に限つて連続的に講習をやるというふうなくふうを擬らしてやつておる場合もあるのであります。

○渡部委員 それはどういふ場所での講習を受けるのか。講習ですから一定の所に教員たちが集合しなければならぬ。そういう場合の旅費とか、あるいはその他の経費とか、そういうものはどうなつておるのですか。

○寺中政府委員 場所は大学の講堂を借りてやつておるのでございまして、旅費までの配慮はいたしておりませんが、これは図書館の職員に正式になれらうということ、進んでその講習を受けるような実情になつております。

○渡部委員 正式に図書館の職員としてその職について行くという立場にある教員ならばともかく、地方では、教員をやりながら図書館の重要な仕事を現にやつておるわけなんです。教員を放棄して図書館の司書または司書補にしようという人たちは、非常に少いのであり、部分的なものであらうと思ふ。一般的には、やはり教員をやりたい。同時に教員である立場上、いろいろな関係から、図書館の重要な運営的な役割を果しているわけなんです。そういう人たちが普通なのであつて、これが図書館の司書または司書補というふうな資格を持たなければ、図書館の運営ができないという結果、その資格をとりに行かなければならぬという事情に置かれるならば、その人たちは、非常に困難になつて来る。生活問題もあり、検定試験の場合にはいろいろな補助等があつたわけでありまして、この場合、旅費その他の補助がないとすれば、おそらく地方の教職員諸君にして、講習会を受けるというふうな余暇もないであらうし、財政上のささえというものを實際上はないはずなんです。うたとすれば、こういう法案をつくら

れても、これは形式的になり、実際問題としては、小、中、高等学校に職員として働いている人たちが、将来この法律に應じた資格において活動する機会というものは、非常に少くなるのじやないか、こういう懸念を持たざるを得ないわけなんです。その点について、補助等の考えはないのかどうか、またそれをやつて行くことと計画されたことがあるかどうかという点を聞きたいと思ひます。

○寺中政府委員 図書館を充実いたしますためには、職員の講習受講の機会をできるだけ自由に便利に持たせるようにしたいということは、考えておるのであります。しかしその方法は、やはり地方の図書館の問題でありますので、地方自治体におきまして、その旅費等を自発的に負担したところも実際にございまして、またそういうことを勧めております。現実には人数も教員の全体というように多くはございませぬし、またいろいろ場所によりまして違ひますが、その周囲でいろいろ援助もいたしておるというふうなことで、大体において、たいへんな不便をかけておるということはないように思つております。

○渡部委員 その点も、われわれは具体的な問題として、非常に配慮が徹底していないという見解を持つておりますけれども、それはそれとしまして、次に、司書と司書補の講習内容は異なるわけですか。

○寺中政府委員 司書と司書補については、多少講習内容は違つておりますが、その単位は共通になつております。

○渡部委員 どういう過程を経れば司書補から司書になれるようになつておりますか。

○寺中政府委員 司書補の講習を受けまして、司書補として三年勤めれば司書になるという過程をとつておる次第であります。

○渡部委員 講習を受けなければ、図書館の司書または司書補的な立場——正式な職員かどうかは別として、りつぱに図書館の機能を果しておるにかかわらず、図書館運営の職に任ずることができないということに、結果的になるとすれば、これは図書館文化の上で非常に問題があるわけですが、私設図書館は、どのような活動をしても、この制約は受けないわけですか。

○寺中政府委員 私設図書館が法人になりまして、これを図書館として届出をいたしました、そこに正式の司書、司書補を置く義務が生ずるのであります、正式の職員を置くことを奨励しておるわけでありまして。

○渡部委員 そうした場合に、講習を受けるかどうかということが問題ではなくして、それを運営するに足る能力が現実にあるかどうかということが問題であるべきだと思ふ。だとすれば、検定制度といつたようなものが考えられないのかどうか、この点はどうですか。

○寺中政府委員 検定制度のような方法を考えることも必要であらうと思つておりまして、今その面について研究をいたしておりますが、まだそこまでは至つておりません。現在は通信教育によります方法を考へております。

○渡部委員 通信教育を考へられておるといふことでありますが、通信教育の結果、一定の課程を終了した者は、司書または司書補になれる意味の通信教育をやるといふのか、ただ通信教育をして常識的なものを養わせるというだけの意味においてやられるというのか、その点はどうですか。

○寺中政府委員 もちろんこれは資格を付与するための必要な単位をとれるような通信教育を考へておるのでございます。

○渡部委員 それならば、検定のなもの、あるいは認定的な制度というものが、この法案の中に出て来なければならぬと思ふわけですが……

○寺中政府委員 検定の問題は、これは非常に重要な問題でございますが、教員制度における検定の問題もあわせてまじつていふと、法規的に研究すべき点がございまして、その方とともに研究を進めたいと思ひます。

○渡部委員 研究を進めたいと言われが、一番重要なものは、やはり現実に図書館運営をやつておる人であつて、その能力をはつきり持つておるといふような人が、二箇月半にわたる講習を受けなければならぬということ自体の中に、私はやはり無理があると思ふのです。この検定制度なり認定制度なりが設けられて、現実の能力において十分なる資格があると認められた者に對しては、当然現実の図書館運営者にその資格が與えらるべきだと私は考へるのです。その点をやはり法案をつくられる場合には当然考慮されなければならぬといふことを強調しておきたいと思ひ、またもしこのように講習会の機会をもつて司書または司書補に相當する現実の資格を與えられなければ運営ができないといふことになる

と、その結果、今まで図書館運営をやつておつた有能な人たちが、実際の図書館運営から出なければならぬようなことになるといふ点が一つ懸念されることと、もう一つは、こういう制度が設けられた結果として、一つの職階制的なものがそこに出て来はせぬかという懸念を持つておるが、図書館における職階制的なものについての考へ方は、どういふふうになつておりますか。

○寺中政府委員 職階制につきましても、これは官吏全体についての構想がまだコンクリートになつておるわけでもございせんので、そこまでまかしく研究はいたしておりませんが、司書の職階制というものも設定することが必要であるといふふうには感じております。

○渡部委員 こういう法案に基いて一定の資格を持つ者が、ある特別の講習を受けたら、その他をせんければならぬといふことの結果、司書あるいは司書補といふものが法定される。その結果図書館に対する一つのいわば統制的なものが出来はせぬかという可能性があるわけですが、その点はどういふふうにか考へられておりますか。私たちの考へでは、やはり教育文化と同じように、それ／＼の地方、それ／＼の民間の諸領域において、独自の自由な文化機関の発展が期待されるわけであり、現にそういうものが起つてゐるわけ、こゝろのものが、一定の法制的な資格のある者によつてのみ運営されることになると、一つの統制的な形が出て来はせぬかといふことを懸念しておるわけですが、その点はどうですか。

○寺中政府委員 地方々々によりまして、いろいろ地方的な知識技能というものも必要でありますので、その点は地方に應じた教養を持つてもらうといふことも必要であります、私どももいたしましては、やはり基礎的な普遍的な図書館学、概論的な知識を一般的に持つといふことは、司書の程度を高めるといふことのためにどうして必要であると思ふのであります。これはいわば専門職員でありまして、これを統制するといふ考へは全然ございせん。

○竹尾委員 ほかには質疑はございせんか。——本案は予備審査の法案でありますので、本案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

○竹尾委員 次に、理事の補欠選挙を行います。佐藤重遠君が委員を辭任されておりましたので、理事一名が欠員となつておりました。この際その補欠選挙を行いたいと存じます。理事の選挙はその手続を省略し、委員長より指名するに御異議ございせんか。

○竹尾委員 御異議なしと認め、私より甲木保君を理事に指名いたします。

○竹尾委員 次に、日程の順序を変更いたしまして、教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案を議題といたし、文部当局より提案理由の説明を求めます。今村政務次官。

○今村政府委員 今回提出いたしました教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案について御説明申し上げます。

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案（昭和二十二年政令第六十二号）は、廃止する。

附則

- この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。
- この法律施行の際旧教職員の除去、就職禁止等に関する政令第五條第一項の規定の適用を受けている者は、他の法令に別段の定めのある場合を除く外、この法律施行の日において公利の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。この場合において必要な事項は、政令で定める。
- この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

○今村政府委員 今回提出いたしました教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案について御説明申し上げます。

教職員の資格審査の制度は、昭和二十年十月に発せられました日本教育制度に関する管理政策に関する件及び教育官の覚書に基いて制定された教職員の除去、就職禁止等に関する政令によつて実施されて来たものであります。しかしながら、日本国との平和條約が発効したあかつきにおいては、公職資格審査の制度も廃止される関係もあり、占領政策に基いて実施されました

この教職員の適格審査の制度は、終止せしめるのが妥当であると考えられます。このために、この法律により教職員の適格審査の根拠法令である右の政令を、日本国との平和条約発効の日において廃止しようとするものであります。

なおこの政令の規定により、恩給その他の利益を受ける権利または資格を失つた者については、この法律によつて、その施行の日から、その権利または資格を取得することとし、また同令廃止前の違法行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとして、さきに罰則の適用を受けた者との間に公平を失しないようにいたしましたのであります。

以上、が本法案の要旨であります。何とぞよろしく御審議の上、御可決くださらんことをお願いいたします。

○竹尾委員長 本法案の提案理由の説明に對しての質疑は、次会に譲ることにいたします。

○竹尾委員長 次に、ユネスコ活動に關する法律案を議題といたし、前会に引続き質疑を続行いたします。質疑がありましたらこれを許します。

○渡部委員 技術的な点からちよつと伺いますが、第四條の二項の「国又は地方公共団体」云々と述べた後に「政令で定めるところにより、その事業に對し援助を與えることができる」という文句がありますが、この「政令」というのは、どういふものになつておりますか。

○戸田説明員 ただいま御質問の、政令で定める事項としては、援助を與える事業の種類に關する事項、援助の手

続に關する事項、それから援助を與えた機関、団体等からの報告及びその會計経理の監査に關する事項、援助を與える団体の審査に關する事項等が考えられるのであります。

○渡部委員 あとでいいですから、その政令を委員会に配付してもらいたいと思ひます。

次に、第九條の第二項で「委員の選考の基準に對して必要な事項は、政令で定める」ということになつておりますが、すでにこの法案が出た以上、この構想があると思ひますので、その構想の一端について聞きたいと思ひます。

○釘本政府委員 その名前をお答え申し上げますと、前会も御説明を申し上げましたように、九條の第一項の第一号から第四号までの委員については、特に各領域から均衡のとれた委員の選出がはからねばならないので、第一号の教育活動、科学活動及び文化活動の領域を代表する者の中で、教育に關しては学校教育、社会教育を網羅するようにする。科学活動の領域につきま

しては、人文科学、社会科学、自然科学から漏れなく委員を選び出すというふうに、それ／＼の領域の主要な分野を必ず網羅いたしまして、かつ、その相互間に均衡が保てるようにしたい。そういう基準を政令の中にうたいたいと考へておる次第でございます。

○渡部委員 提案理由の説明の中に、広く各方面の意見を取り入れる方途をせむとらなければならぬといふこととで——これはもつともの話であります。が、現在までユネスコ活動の中心的なものとして来たのは、準備会ですか。

○釘本政府委員 現在までとおつしやいますと、かなり長い時間を指すと思

います。わが国にユネスコ活動が盛んに取上げられてから今日に至るまでの間、主要な活動をして参りましたのは、民間においては、全国ほとんどの府県にある自発的な民間のユネスコ協力団体、政府機関としては、文部省にある渉外ユネスコ課また外務省の關係の機関でございます。

○渡部委員 ユネスコ国内委員会の設置準備会が、現在ユネスコ活動で、非常に重要な役目を果しておると認められますか。それが、さつき私の質問した内容になつております。つまり、こ

ういふものがユネスコ活動の今日までの基準をきめたようなものであるかどうかといふことを、お聞きしたいと思ひます。

○釘本政府委員 文部大臣の裁定によつてできましたユネスコ国内委員会設置準備会が、ユネスコ国内委員会を日本に設置するにつきて、その重要な問題とすべき点について、大臣の諮問にこたえて研究をされ、かつ建議をされたのであります。ユネスコ活動全体の中核機関として活動されたわけではございません。

○渡部委員 ユネスコ活動が日本で開始された当初、各労働組合とか、あるいは科学、文化的な諸団体が、積極的な活動を推進して、しかも国内の科学、文化といつたような活動をほんとうに有力にするためには、民間の中から起きて来た、つまり国民の諸層の中から成長して来た科学、文化、教育に根を置かなければならぬ、これを発展的に取上げなければならぬといふのが、民間の文化諸団体、あるいは労働組合の文化部といつたものの意見である。従つて、こ

ういふ団体の基礎の上にユネ

スコ委員会、あるいはユネスコ活動の主体が築き上げられなければならないといふような運動が盛んに起きたわけでありました。ところが、その国民的な諸層から起つて来た文化団体や、文化的な活動の要望が取上げられてなかつた、實際上こ

ういふものを基礎としたユネスコ活動がなされなかつた。この点は、どういふ事情からそうなつたのか、聞きたいと思ひます。

○釘本政府委員 準備会の答申並びに本法案に具体化された点につきまして、ただいま御説のように、民間の各方面の自発的なユネスコ活動の成果並びに意見は、十分に表現されていると私どもは確信しております。と申しま

すのは、申すまでもなく、全国の各府県に自発的にでき、かつ活発な活動をされたユネスコ協力会は、その全国的な組織をユネスコ協会連盟という組織で持ちになつておるわけであり

ます。そうした民間の協会連盟のお考へになつておる点は、準備会に委員も出ておられましたし、十分反映もいたしまして、それがこの法案に現われておるのであります。御説の点は、私どもは十分この法案の中に盛り込んでおるよう考へております。

○渡部委員 しかし、実際はそうではありませぬ。現在科学、教育、文化の民間団体と、かりに言へるような有力な諸団体は、おそらく今日ユネスコ活動の圏外に立つて、独自の活動を進めておると思ひます。これは現実です。そうだとすれば、今日まで民間の諸団体や文化的な動きの中から盛り上つて来たものに、ユネスコ活動といふものが基礎づけられてなかつた、あるいはユネスコ活動といふものが、こ

基礎的な国民の文化活動の動きから遊離したことが、これらの諸団体が離れた原因であるといふことは考へておる。実際、ユネスコ活動が、それらの文化的諸領域、大衆よりの盛り上つた活動を取り入れなかつたといふところに、それらの団体が離れて行つたといふ現実をわれ／＼は見ているわけですから、その点、把握の仕方が違つてい

うのです。その点、把握の仕方が違つてい

○釘本政府委員 私どもは、民間に自発的に盛り上つたユネスコ活動から離れておるといふような考へ方は、どうしてもいたすことができません。と申しますのは、ユネスコ活動という範圍内で行われます教育、科学、文化に關する活動並びに平和を愛好する運動として、青少年の間にも、また成人社会の間にも、ずいぶん活発な運動が行われております。のみならず、私から申し上げるまでもなく、そも／＼ユネスコ活動を活発に展開すべきことは、衆参両院の決議によつて推進されて参りましたし、昨年ユネスコに加盟することにつきまして、事前承認を国会に求めました際にも、国会でも十分にそれを評価されたのであります。民意から離れたユネスコ活動の展開といふことは現在のところないと思ひます。

○渡部委員 当局が考へておるユネスコ活動という面では、それに協力しておる面もあるでしょう。しかしながら、現に教育、科学、文化といふ一般的な問題として考へる場合には、教育、科学、文化における民間的な諸団体及び諸活動といふものは、今日ユネスコ活動に協力していない、非常に有力な諸団体が協力していないといふこ

とを、われ／＼は事実によつて知つておるわけなんです。そうだとすれば、そこにわれ／＼はユネスコ活動というものと、民間に起つておる教育、科学、文化活動というものの結びつきが、現実存在していないというふうな理解するのであつて、ここに規定しておるユネスコ活動というものはなく、問題は、国民諸層の中に、自然發生的に盛り上つて来たところの教育、科学、文化的活動と、その活動を推進しておる諸団体がこれに参加していない。このことを、われ／＼は重視しておるわけでありませう。

○釘本政府委員 たとえば、日本學術會議も、ユネスコ活動を活発に推進すべき旨を建議しておられますし、また純然たる民間の団体といたしましては、事実として、たとえば本月は、國際演劇月と申しまして、世界中各國で、世界人權宣言に盛り込まれたユネスコの精神に適應するような演劇を今やつておりますが、日本の國際演劇協會もこれに協力いたしまして、本三月には、國際演劇月に参加して、各演劇場等もやつております。かように民間の有力な藝術団体及び文化団体等も、ユネスコ活動に對しまして、これを評價し、かつこれと連繫し、協力しておる事実があるわけでございます。

○渡部委員 それは經營者的な層における文化的な動きなのであつて、勤勞者の層においては、そういう性質のものとは非常に違つておる。現に違つておる一つの現われとして、ユネスコ國內委員會の設置準備会を見まして、少しも勤勞者の要素がこの委員の中に入つていないやないですか。なぜ勤勞者の要素を入れたかつたの

か。勤勞者こそが日本の國民の大部分を占めておるのであり、伝統的な文化を自分自身の中に持つておりながら、さらに今日は新しい文化を建設し、発展させているところのほんとうの力になつておるわけなんです。そういう勤勞者の要素が、現実に科学、教育、文化的な動きとして、ユネスコには参加していない。しかも、この設立準備会を見ましても、そういう要素が少しもここには出ていないように見られるわけなんです。これは関連があるわけなんです。従つて、政府のユネスコ活動として考えておるところは、この準備会に現われたような層の活動なのであつて、勤勞者の中からわき上つて来る日本の文化の創造者であるものを、少しも取入れていない。現にここに現われておる。この点をどういふふうに理解されておるか。

○釘本政府委員 たいへん遺憾でございますが、準備会の中に労働団体の代表者、あるいは勤勞者団体代表者が入られませんでしたという点と、日本のユネスコ活動が勤勞大衆から遊離しておるといふことは、必ずしも軌を一にして論ずべきものでないかと考えております。と申しますのは、準備会には、すでに民間の自發的な団体であるユネスコ協力団体等がつくりました案を基礎にいたしまして、十分それを練られまして、大臣にこの國內委員會のつくり方について答申されたのでありまして、ユネスコ活動自体を行う委員會ではございません。なお、外國の例に見ましても、また日本の現在までの民間の団体の動きを見ましても、國際連合の精神にのっとりまず限り、ユネスコ活動に協力しております労働、勤

勞界の方々、団体も相当であると、私どもは考えております。

○渡部委員 それは違ひです。この設置準備会の中に、一人も勤勞者の要素が出ていないということこそ、政府のユネスコに対する考え方が、少しも勤勞者の層を重視していない、日本の教育、科学、文化の眞実の創造者であるものを除外しておる端的な現われだと考えておるのであります。そういうところから、今日のユネスコ活動というものの性質が出て来ると、われわれは考えるわけです。

委員長、きようは私は、主として技術的な面だけを質問したわけですが、ユネスコ活動全体にわたつて来ますと、日本の教育、科学、文化活動の基本的な、全面的な、しかも基礎的なものに關連して来るわけでありませうから、次の機会に、大臣の出席をお願いしたいと思つたので、はからつていただきたい。——保留しておきます。

○小林（進）委員 私も渡部委員と同様に、大臣にお伺ひしたい基本問題が多々あるものであります。次の機会に大臣の御出席を願つて、そこであらためて御質問いたしたいと思つた。そういう基本問題は、そのときに譲ることになつたしまして、技術上の問題です。が、第九條の各委員の振合ひであります。

【委員長退席、若林委員長代理着席】
十八人、十五人、十五人、六人、特に衆議院、參議院から各一名、政府職員四名、こういう振當を、一体どういふ基礎のもとにおやりになつたのか、人員の振當に對するお考えを、ひとつお伺ひしたいと思つた。

○釘本政府委員 この委員の構成につきましては、できるだけ國內の各層、各領域の方々から委員を選出したしまして、できるだけ民主的な構成をするというのが眼目でございます。なお、國際條約でありますユネスコ憲章の第七條に、國內委員會の委員の構成については、教育、科学、文化に關する主要な団体を網羅し、かつ、その國の特殊事情に應ずるようすべきである。広く政府及び民間の教育、科学、文化に關係のある主要な団体を、できるだけ多くこの活動に参加させるような仕組みにすべきであるということが望まれておりますので、それにのつとりまして、國內委員會設置準備会でも、十分案を練られて、つくりだされたわけでありませう。それに基きまして、政府は必要なる考慮を加へまして、こういう制當にいたしましたのでございませう。たとえば第一号の教育活動、科学活動及び文化活動の各領域を代表する者につきましては、教育活動の分野においては、さま／＼な段階の学校教育及び社会教育の各分野から何人、科学活動の分野においては社会科学、人文科学、自然科学を網羅したそれ／＼の分野から何人、また文化活動においては文学、演劇、美術、建築等の各分野からそれぞれ一、二名、第二号の教育、科学及び文化の普及に關する諸領域といたしましては、いわゆる大衆通稱、新聞、放送、映画等、さらに博物館、公民館、圖書館、あるいはまた國際団体、青少年団体、婦人団体あるいは産業界の勤勞団体といったふうな、かなり綿密に検討されてつくりだされたわけでございます。第三号の「地域的なユネスコ活動の領域」と申しますのは、これはすでに

に御承知と思ひますが、ユネスコ加盟前から、わが國の独自のユネスコ活動として全國各府県にほとんど漏れなく自發的な民間のユネスコ協力団体がございませう。これらの活動は、諸外國も非常に高く評価しているわけでございますが、わが國のユネスコ活動においては、そも／＼この民間の団体及び國會がこの問題を取上げて来られた、この二つの事実が日本の特殊事情なのでございまして、この点も三号ではつきりしているわけでございます。これも、広く全國にわたりますけれども、それを適當の区域にわちまして、それ／＼から一ないし二名ずつということ、十五人という数字を出して来ているわけでございます。

なお、つけ加えて申し上げますならば、これは昨年の三月以來八月に至るまで、民間におきまして、自主的に民間のユネスコ活動の連絡機關であるユネスコ協會連盟及び教育刷新審議會また日本學術會議等がそれ／＼代表者を出され、自發的に御合會になつて、長い間かかつて、日本のユネスコ國內委員會はどういふふうな組織であるべきかというのを御研究になり、案を練られました。その結果を、文部大臣の諮問機關であります準備会が取上げて、さらに練つてつくりだしたのでございませう。それをもとにして政府が必要なる考慮を加へて、こういうことになつたわけでございます。

○小林（進）委員 今おあげになりましたところで、第一、二、三、四号はわかつて、學識経験者六人の委員をあげられております。そうすると、これに含まない學識経験者というものは、一体ど

ういふ分野を予定しておられるのであります。

○釘本政府委員 第四号の「学識経験者」と申しますのは、前一号から三号までの中に含まれるのは少し無理であり、かつユネスコ活動に關して非常に見識なり知識なり興味なりをお持ちになつておる各界の方々を入れたらというわけでございます。

○小林(進)委員 具体的に人物をあげてみなければ、私もなかなか見当がつかないのですが、何かそういうことがあり得るのかどうか、非常に疑問があります。同時に、人員の割当の問題でございますが、六十人以上の委員で組織するということがあり、十八人、十五人、十五人、六人というふうなこの配分は、一体どういう妥協性をお持ちになつておられるのか、これをひとつ御参考にお聞きしておきたいと思ひます。

○釘本政府委員 先ほど御質問の学識経験者のところで、ちよつとつけ加へさせていただきますが、ユネスコ活動は、団体あるいは組織を代表するようになつていただくのみならず、個人としてこのユネスコ活動に非常に重要な貢献をされる方も、当然民主的な機関ですから、考慮せられなければなりませんので、四号については、その個人という面も考えられておるわけでございます。前の一号から三号までにつきましても、大体団体もしくは組織を代表する方が多く出て来ることになると思ひますが、一例を申し上げますと、三号の「地域的なユネスコ活動の領域を代表する者十五人」という算定の根拠は、なるべくその地方に偏しませんように、たとえば北海

道、東北、関東、中部、近畿、九州等の九地域、それから日本の現在のユネスコ活動の状況からいまして、中央部は連盟もございまして、これから若干名、並びに五大都市とか、あるいは三大都市と申しますか、特にユネスコ活動が活発に展開しております主要な都市から数人ということ、十五人の数字が出て来るわけでございます。

○釘本政府委員 一、二号につきましても、たとえば教育活動という面におきまして、小、中、高また大学というような学校教育の分野のみならず、社会教育の分野というところで、なるべく各分野を網羅するようにいたして参ります。ここにあげられました数字で、もうせいゝのところに参ります。

○釘本政府委員 先ほど申し上げましたようにユネスコ憲章の、政府のみならず、教育、科学、文化に關する主要な団体をできるだけ網羅することという精神に従つて民主的な組織にするためには、この数字をばつくりしておいた方がいいという意味合いから、こうしたのであります。そして各分野それぞれの間には、やほりそれ／＼の号のもとに数字をばつくりしておいた方がいい、こういう趣旨から大体来ておるのであります。

○小林(進)委員 抽象的な御説明で、わかつたやうなわからないような感じがするのであります。学校活動並びに文学、演劇等と申されましたが、第一号に十八人という数字をあげて、その次が十五人、十五人というのでありますが、これがどうもはつきりしな

い。それから次に衆参両院わずかに一名——一名というのは、一体どういふお考えなんですか。もう一回政府の責任ある口を通して伺ひしておきたいと思ひます。

○釘本政府委員 「衆議院議員のうちから衆議院の指名した者一人」「参議院議員のうちから参議院の指名した者一人」これは一人、一人ということに重点があるのではないかと、むしろ御承知のように、この国内委員会、行政長官である文部大臣の諮問機関であることを主たる性格といたします。本来ならば、立法院の国会議員の方がお入りいただくことは無理かもしれない組織なのであります。しかし、先ほどからよく申し上げておりますように、ユネスコ活動については、国会の決議から始まり、かつ昨年ユネスコ加盟についても、国会の承認を得、国会には早くからユネスコ議員連盟という自発的な組織がありまして、ユネスコ活動を広く推進して参りました二つの條件、一つは地方の協力団体、一つは国会内のユネスコ議員連盟の活動、これが日本のユネスコ活動の非常な特殊な形でありまして、ぜひ両院の国会議員の方にも、これは政府の諮問機関であるという性格を中心としておりますけれども、ぜひ御参加願ひたい。これが日本の特殊事情を表現するゆゑんだ、かように考えましてこうしたのであります。一人といふところに重点があるのではなく、お入りいただくというところに重点があるわけでございます。各国の例に比べますと、これは割合少ないのでござい

ますが、しかし日本の場合には、今申しました理由で国会の参加が願ひたい、

○小林(進)委員 私もこの国会内のユネスコ議員連盟には加盟してございまして、その末席を汚しておるのであります。そういうわけで、この国会内の連盟も、かすかに私は知っておりますが、やはり全般から受ける感じといったしましては、今おつしやるように文部大臣の諮問機関であるということ、どうも文部大臣のポケット委員会という感じが強くするのであります。これ、ういふものもだん／＼時局の推移で、日本の反動化とともに、この組織も非常に官僚化される懸念が多分にあるのであります。そういう感じを受けるのであります。そういう意味から、この際国会議員をこの中に含めてい

止する意味においても、非常に重要だと思つておりました。その問題が一つと、いま一つは、やはり院内外の連絡を密にするという意味からも、やはり国会議員がこの中に入つてい

こと、非常に重要だと思つております。この国会議員をこの中に入れるということの重要性を認めます。ならば、第二の段階として、国会議員も、それ／＼興党あり野党ありということでございます。それから、国会議員という考え方と、そういう諮問機関と外部の關係との連絡を密にする意味においては、やはり国会議員が一名であるというよりも、できれば、各党それぞれ意向をまとめるという意味においても、少くとも私は——政党は時代の流れによつてたくさん出て参ります。出て参りますから、それを一々全部含めるというわけには参りませんけれども、大体今日の常識から考えても、

最低三名ということにすれば、大会派、少数派から一名ずつ出て、そうして院内の空気をそこでもとめて、諮問機関との連絡もとれるというように思ひます。私は最低三名、できればはかの委員とのつり合ひ上、五名がよろしいのであります。五名ないし三名は、どうしてもこへ入れる必要がある、こういうふうな考へるのであります。この一名ということに對しましては、私はどうも反對であります。これは、むしろこんな一名では、文部大臣の諮問機関として御用を承つて来るメッセンジャー・ボーイの役割しかできない、非常に力が弱いということから、この点ひとつ十分御考慮願ひたい。

それから第七の政府職員、これは四名であります。これはむしろ私は多過ぎるのではないかと思つております。こういうのはメッセンジャー・ボーイでよいのであつて、これは衆参両院一名々々合計二名、その方に入れた方がむしろ妥協ではないかと思ひます。これに對するお考えをい

一度お伺ひいたします。一名にはあまり重点がないとおつしやいますけれども、私はむしろこの一名に非常に重点があると思つておるのであります。○釘本政府委員 国会議員の方々に、特にこの委員会には御参加願ひように立案いたしました趣旨につきましては、先ほど申し上げましたが、御了解いただけたと存じます。従いまして、これは国会代表の方という意味でござい

昭和二十七年四月三日印刷

昭和二十七年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁